

# 民生常任委員会記録

日時 令和8年4月17日(金)

場所 第二委員会室

午前 10時36分 開会

○後藤 啓委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日は全員出席であります。直ちに本日の会議を開きます。

本委員会に付託されております案件は、お手元に配布の次第のとおり、議案1件であります。それでは、順次審査を行います。

## 議第43号 酒田市国民健康保険税条例の一部改正について

○後藤 啓委員長 初めに、議第43号酒田市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長 それでは私から、酒田市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

1、改正の理由。地方税法施行令の一部改正に伴いまして、国民健康保険税として新たに課する子ども・子育て支援納付金課税額に関する規定を定めるほか、課税限度額および減額の対象となる所得基準の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容。子ども・子育て支援納付金の課税額についてでございます。所得割が0.3%、均等割が、被保険者1人当たり1,300円、18歳以上均等割が18歳以上1人当たり100円、平等割が1世帯当たり900円、課税限度額が3万円でございます。ただし、18歳未満の被保険者に対する均等割の相当額は減額となります。税率につきましては、令和8年2月4日に県から示されました県標準税率に基づき設定させていただきました。資料にはございませんが、令和8年度に県に納める子ども・子育て支援納付金額は5474万3000円、18歳以上の被保険者で割り返しますと1人当たり年額3,458円となり、一月あたりは約300円弱となります。

続きまして②国民健康保険税基礎課税額および後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の見直しについてでございます。

こちらの方は、医療分について1万円引き上げるものでございます。結果として合計は109万円から110万円となります。

③国民健康保険税の均等割額および平等割を軽減する所得割半定額基準の見直しにつきましては、5割軽減および2割軽減の額をそれぞれ30万5000円から31万円に、56万円を57万円に引き上げるものでございます。

3、施行期日。施行期日は公布の日となります。

なお、詳細につきましては次ページ以降に条例の新旧対照表を添付しております。

子ども・子育て支援納付金分に係る軽減世帯の均等割および平等割の軽減額等につきましては、こちらの方でご確認いただければと存じます。

以上、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○後藤 啓委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第43号酒田市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。  
お諮りいたします。

議第43号は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○後藤 啓委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第43号は原案のとおり決しました。

以上で本委員会に付託されました議案1件の審査は終了いたしました。

なお、報告書の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○後藤 啓委員長 ご異議なしと認めます。

よって報告書の作成は正副委員長にご一任願います。

これをもちまして、民生常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前 10 時 40 分 閉 会